

昭企法指第 23 号

昭島市情報公開・個人情報保護
運営審議会会長 大 野 隆 司

昭島市個人情報保護条例（平成10年昭島市条例第37号）の規定に基づき、
下記のとおり諮問する。

令和 元年 6 月 1 4 日

昭島市長 白 井 伸 介

記

諮問第 63 号

個人情報の目的外の利用について

諮問事項の詳細は、別紙のとおり

別紙

諮問第 63 号

個人情報の目的外の利用について

（説明）昭島市個人情報保護条例（平成10年昭島市条例第37号。以下「条例」という。）第13条第2項第6号の規定に基づき、次の事項について諮問する。

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金に係る個人情報の目的外の利用について

令和元年10月から消費税率が引上げとなる環境の中、子どもの貧困に対応するための臨時・特別の措置として、児童扶養手当受給者のうち、未婚のひとり親に対して臨時・特別給付金（以下「給付金」といいます。）を支給することとなりました。

本市では、給付金の支給事務に当たり事務の円滑化及び申請漏れの防止を図るため、子ども家庭部子ども子育て支援課で保有する児童扶養手当の支給情報を用いて対象者を抽出し、当該対象者に給付金の申請書を配付したいと考えています。

このことが条例第13条第1項により禁止されている個人情報の目的外の利用に該当することから、同条第2項第6号の規定に基づき意見を求めるものです。

なお、給付金を支給する対象者は、令和元年11月分の児童扶養手当の受給資格がある未婚のひとり親です。対象者の抽出に当たって利用する個人情報及び事務の実施時期は、次のとおりです。

（１） 利用する個人情報

ア 児童扶養手当の受給者に係る情報

- ①氏名 ②生年月日
- ③住所 ④連絡先
- ⑤受給資格該当事由
- ⑥児童扶養手当の振込口座情報

イ 児童扶養手当の対象児童に係る情報

- ①氏名 ②生年月日
- ③住所 ④子の父及び母の状況

(2) 実施時期

令和元年8月初旬

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金について

平成30年12月13日の自由民主党・公明党政調会長合意において、
・2019年10月から消費税率が引上げとなる環境の中、子どもの貧困に対応するため、
・ひとり親に対し、住民税非課税の適用拡大の措置を講じつつ、更なる税制上の対応の要否等について、2020年度税制改正大綱において検討し、結論を得るとされたこと
を踏まえ、臨時・特別の措置として、児童扶養手当の受給者のうち、未婚のひとり親に対して給付を行う。

（１）名称

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金

（２）実施主体

都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所設置町村

（３）支給対象者

以下のすべての要件に該当する者

①2019年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父又は母

②基準日において、これまでに法律婚をしたことがない者（同日において、事実婚をしていない者又は事実婚の相手方の生死が明らかでない者に限る。）

※1 支給対象者が基準日以後に死亡した場合は、対象児童に支給する。

※2 支給対象者が基準日以後に児童扶養手当の資格を喪失した場合も、給付金を支給する。

※3 児童扶養手当の受給者が「母（父）かつ養育者」であった場合、「母（父）」とみなす。

（４）基準日

2019年10月31日

（５）給付額

17,500円

※ 支給対象者：約10万人

（６）費用

全額国庫負担（10／10）

※ 実施にかかる事務費についても、全額国庫負担

令和 元年 7 月 5 日

昭島市長

臼 井 伸 介 殿

昭島市情報公開・個人情報保護
運営審議会会長 大 野 隆 司

昭島市個人情報保護条例に基づく諮問について（答申）

令和元年6月14日付け昭企法指第23号にて諮問のあった下記の件について、
別紙のとおり答申します。

記

諮問第63号

個人情報の目的外の利用について

答 申

諮問第63号

個人情報の目的外の利用について

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給事務に当たって、児童扶養手当の支給に関する情報を利用することについては、あらかじめ対象者を抽出することにより、申請漏れの防止を図るうえで有効であると認め、了承する。

なお、個人情報の取扱いについては、慎重を期し、適正な運用に努めるとともに、対象者に対しては、同給付金の支給事務に当たって、児童扶養手当の支給に関する情報を目的外利用していることを説明していただきたい。